

## 2. 「登録営業所等調書」の記入のしかた

- (1) この書類は、従たる営業所を登録しようとするかたが作成してください。
- (2) 申請日現在での内容を記入してください。
- (3) 登録可能な従たる営業所の数は、1つの業務種別につき1箇所です。
- (4) 業務種別（建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務、物品調達、役務提供）ごとに登録する従たる営業所が異なる場合は、登録を希望するすべての従たる営業所につき1枚作成してください。
- (5) 「営業所等代表者職氏名」欄には、登録を希望する従たる営業所の代表者の「役職名」を次の要領で記入してください。
  - ア 「役職名」欄には、「支社長」「支店長」「所長」等の名称を記入してください。
  - イ 役職名は、入札書、見積書及び契約書等に表示する役職名を記入してください。  
※ 登録する業務種別が「物品調達」又は「役務提供」の場合で、従たる営業所の代表者が入札や契約に関する権限を委任されていないときは、この限りではありません。
- (6) 従たる営業所を登録しようとする場合は、以下の条件を満たしていなければなりません。
  - ア 法令等に基づく許可や登録を受けていること。特に、業務種別が「建設工事」の場合は、建設業法上、従たる営業所についても営業を行おうとする建設業の許可を受けている必要があります。
  - イ 税法上必要とされる法人設立（設置）の届出がなされ、税の滞納がないこと。
  - ウ 一時的に設置されたものではなく、恒常的な営業を行うために設置された営業拠点であること。従って、登録しようとする従たる営業所には、恒常的な営業活動を行うために必要な社員が常勤で配置されていなければならず、転送電話等が設置されるだけで実際には社員が配置されていない又は社員が不在であることが多く、常勤社員の配置が行われていると認められない場合は、従たる営業所としては認められません。
  - エ 業務種別が「建設工事」又は「測量及び建設コンサルタント等業務」の場合は、入札書の提出、契約の締結等を行う権限を、従たる営業所の代表者（支社長、支店長、営業所長等を指す。）に委任していること。
- (7) 「営業所等 e-mail アドレス」欄には、電子契約締結時に使用する e-mail アドレスを記入してください。申請担当者の電子メールアドレスを記入する欄ではありませんので、ご注意ください。